



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日付け保医発0304第1号)を下記のとおり改正し、令和5年9月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D004-2に次を加える。
 - (17) 乳癌悪性度判定検査
 - ア ホルモン受容体陽性かつHER2陰性であって、リンパ節転移陰性、微小転移 又はリンパ節転移1~3個の早期浸潤性乳癌患者を対象に、遠隔再発リスクの提 示及び化学療法の要否の決定を目的として、腫瘍組織から抽出した21遺伝子の RNA発現の定量値に基づき乳癌悪性度判定検査を実施した場合は、本区分の「1」 の「イ」の(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数3回分、「注 1」の「イ」2項目の所定点数2回分、「ハ」4項目以上の所定点数2回分及び区 分番号「B011-5」がんゲノムプロファイリング評価提供料の所定点数を合 算した点数を準用して、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお、 医学的な必要性から患者1人につき2回以上実施した場合は、診療報酬明細書の 摘要欄にその医学的な理由を記載すること。

イ 本検査の実施に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にホルモン受容体、HER2の検査結果及びリンパ節転移の状況について記載すること。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
別添 1	別添1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章(略)	第1章 (略)
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第1部・第2部 (略)	第1部・第2部 (略)
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D000~D004 (略)	D000~D004 (略)
D004-2 悪性腫瘍組織検査	D004-2 悪性腫瘍組織検査
(1)~(16) (略)	(1)~(16) (略)
(17) 乳癌悪性度判定検査	(新設)
<u>ア</u> ホルモン受容体陽性かつHER2陰性であっ	
て、リンパ節転移陰性、微小転移又はリンパ節転	
移1~3個の早期浸潤性乳癌患者を対象に、遠隔	
再発リスクの提示及び化学療法の要否の決定を目	
的として、腫瘍組織から抽出した 21 遺伝子のR	
NA発現の定量値に基づき乳癌悪性度判定検査を	
実施した場合は、本区分の「1」の「イ」の(1)	
医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点	
数3回分、「注1」の「イ」2項目の所定点数2回	
分、「ハ」4項目以上の所定点数2回分及び区分番	
<u>号「B011-5」がんゲノムプロファイリング</u>	

評価提供料の所定点数を合算した点数を準用して、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお、医学的な必要性から患者1人につき2回以上実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的な理由を記載すること。

イ 本検査の実施に当たっては、診療報酬明細書の 摘要欄にホルモン受容体、HER2の検査結果及 びリンパ節転移の状況について記載すること。

D005~D025 (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節・第4節 (略)

第4部~第13部 (略)

第3章 (略)

D005~D025 (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節・第4節 (略)

第4部~第13部 (略)

第3章 (略)